

近未来技術の実証など、地方発のイノベーションの推進

自動走行・ドローン等の先端実証のための「日本版レギュラトリー・サンドボックス」

- ・ 最先端の実証実験等を迅速に行うため、安全性に十分配慮しつつ、事前規制・手続を抜本的に見直す。そのための具体的方策を、1年以内に検討・措置。
- ・ 事業者向けに、法令相談や手続代行等を行うセンターを設置。

革新的医薬品の開発迅速化

- ・ 日本発の革新的医薬品の承認・市販までのプロセスを格段に迅速化。

「焼酎特区」の創設 ＜構造改革特区＞

- ・ 地域の特産品を原料とした焼酎等を、少量からでも製造可能とする。

【酒税法の特例】

外国専門人材の受入れなど、インバウンド・競争力向上

クールジャパン・インバウンド 外国専門人材の就労促進

- ・ 「技術・人文知識・国際業務」「技能」の在留資格の下で、地域の固有の視点から事業審査等を行い、外国専門人材を受入れ。
- ・ 企業等からの相談や事例分析等を行う「外国人雇用相談センター（仮称）」を設置。

【入管法の特例】

農業外国人の就労解禁

- ・ 適切な管理の下、技能等を有する農業分野の専門外国人材の就労を可能とする。

【入管法の特例】

コンセッション事業者の 施設経営の自由度向上

- ・ 公共施設の運営事業者が、それを利用させる第三者を自ら決定できるよう、具体策を、1年以内に検討・措置。

子育てに係る環境の整備など、社会保障・働き方の充実

小規模認可保育所の 対象年齢の拡大

- ・ 小規模認可保育所の対象年齢を、現在の2歳から5歳までに拡大し、事業者自らの判断により、一貫保育などを可能とする。

【児童福祉法等の特例】

地域限定保育士試験の 実施主体の拡大

- ・ 特区での地域保育士試験の実施事務を、一般社団・一般財団法人以外の多様な主体にも拡大。

【児童福祉法の特例】

テレワーク推進に 向けた 相談拠点整備

- ・ 企業へのテレワーク導入の支援等を、国と自治体が総合的に行うセンターを設置。

国の制度を変えてまで
事業の実現を目指す

熱意ある自治体のために

国家
戦略

特区

を使った **地方創生**



やりたいことがあれば…

まずは**“特区の提案”**を試してみよう！

- やりたいこと(事業)——それが大胆で前例がないものであればあるほど、国の制度を変える(規制改革)必要があるかもしれません
- そのような時、まずは**「特区の提案」**を試みましょう。内閣府が事業実現のお手伝いをします。提案は随時受け付けています(春と秋には集中受付します)
- **「国家戦略特区」**の他に、規制改革のための特区には**「構造改革特区※」**もあります。一体的に運営していますので、別々の提案は必要ありません

※ 特区の数を厳選して総合的・集中的に規制改革する「国家戦略特区」に比べて、**「構造改革特区」**は1つ1つの規制改革をきめ細かく行います



特区のフロントランナーの**“養父市”**は、こうしました

農業の担い手不足
増える耕作放棄地

農地の集約を加速する仕事を
農業委員会に代わって
市で出来ないか

平成 27 年 12 月、安倍総理の発言 国家戦略特区諮問会議にて

「安倍政権の国家戦略特区に、終わりはありません。自治体や事業者の方から**経済効果の高い規制改革提案**があれば、これからもスピーディに対応してまいります。1つ1つの具体的事業を実現し、そのために必要であれば、新たな区域を指定してまいります」

国が決めている制度は
簡単には変えられない。
直接規制省庁に相談するのも
気がひけるなあ

とりあえず内閣府に
相談しよう！

内閣府に提案
(随時受付)

提案の準備

他の項目を含めて
特区の提案 (平成 25 年 8 月)

>P3

国家戦略特区の仕組み

- いただいた提案は、内閣府で、特区担当大臣や民間の専門家が、直接規制省庁と折衝します
- その結果、制度を変える必要があれば、国家戦略特区法の改正などに繋げ、特区で活用できるメニューに追加します
- そして、思い切った提案をした自治体を指定することで、事業を実現します

内閣府

特区諮問会議やワーキンググループ

自治体からの
ヒアリング



特区担当大臣や
民間の専門家

思い切った事業をするため
国の制度を変えたいのです

事業を簡単に教えてください。
この規制改革が必要です



自治体

規制省庁と
直接折衝



特区担当大臣や
民間の専門家

制度を変えられない理由は？
自治体の立場で考えてください

提案の全てを
規制省庁と折衝



規制省庁

養父市（平成 26 年 3 月指定）の提案はこうなりました

☑ 農業委員会と市の事務分担

農地の権利移動処理期間が短縮 **18** 日 ⇒ **8** 日

// 許可件数が増加 **40** 件 ⇒ **63** 件（年間）

☑ 農業生産法人の設立要件緩和

これまでの 10 年で **4** 社 ⇒ この 1 年で **10** 社の企業誘致成功 など

規制改革の実現 改革メニューの追加

順次「国家戦略特区法」 を改正

平成 25 年 12 月 成立
平成 27 年 7 月 一部改正

法律に係らない制度も、
すぐに改正

メニューを活用できる
自治体を指定

国家戦略特区

いくつもの規制改革メニューを
総合的に活用できます！

国家戦略特区 のメニュー

平成 28 年 1 月末
時点で

43 項目

- ☑ 農業委員会と市町村の事務分担
- ☑ 滞在施設の旅館業法の適用除外
- ☑ 公立学校運営の民間への開放 など

構造改革特区 のメニュー

平成 28 年 1 月末
時点で

58 項目

特区ごとに新たな提案をすることで、
さらにメニューが追加できます

国
家
戦
略

特区

に指定されなくても
事業が可能となる方法があります

まずは“**特区の提案**”を！

● 実は、**現行制度**の中で、できる**可能性**があります

例) 遠隔診療の取扱いが明確化
農地転用による農用地区域での植物工場の設置 など



● 特区ではなく、**全国措置**として**実現**

例) 高度専門職の無期転換ルールの通算期間を10年まで延長可能
通販免許でインターネット販売できる酒類の範囲拡大 など

● **構造改革特区**で**実現**

例) 50歳以上の就労を重点的に支援する
ハローワークの設置(予定)

これらの事例は、
みな特区提案がきっかけです。
とりあえず「**特区の提案**」を！



ご意見・ご質問、提案募集の方法などのお問い合わせはこちらへ

内閣府 地方創生推進室 国家戦略特区担当

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎

TEL : 03-5510-2151 電子メール : i.kokkatoc@cao.go.jp

国家戦略特区

検索